**障害児通学支援事業について**

サービスを受けるには申請が必要となります。

まずはご相談ください。

**〇対象となる児童**

小学校、中学校、特別支援学校の義務教育を受けている、または特別支援学校高等部に通学していて、※発達に心配がある、身体的な障害など支援を必要とする児童

※①～③のいずれかに当てはまること

①療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を持っている

②特別児童扶養手当の受給対象となっている

③医師の診断書や意見書、相談機関で発達検査などを受けている

**〇サービスを受ける条件**

・茨木市内の小・中学校または特別支援学校の通学のバス停への登下校に支援が必要な児童の保護者などが病気・障害などの理由で送迎ができなくなった場合など

※原則、就労のみの理由は対象となりません。

**〇申請に必要な手続き**

・地域生活支援事業の受給者証が必要になります。

・申請書の他、児童に支援が必要とする書類、保護者等が支援できないことを証明する書類を求めることがあります。

**事業所との契約ヘルパーの調整などもあるため、なるべく早めにお手続きください。**

【問合せ先】茨木市こども育成部子育て支援課（茨木市役所南館３階20番窓口）

茨木市駅前３丁目８番13号

電話：０７２－６２０－１６３３（直通）